

第 1 章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

「高齢者」の定義

「高齢者」は65歳以上の者

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。

【65歳未満の者】に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には65歳未満の者には法は適用されないこととなります。しかし、現実には、65歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられています。介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第9条）。

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより平成24年10月1日より高齢者虐待防止法が一部改正。老人福祉法及び介護保険法に規定される養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者は、高齢者とみなし養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される等、障害者虐待対応との連携も重要となっています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）（平成23年6月24日法律第79号）
附 則

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第3条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の1項を加える。

6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

「養護者」の定義

「養護者」は高齢者の日常生活の世話をする者

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています（第2条第2項）。

具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護の世話等、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

「養介護施設従事者等」の定義

「養介護施設従事者等」は養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者です（第2条第5項）。これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれます。

「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	

高齢者虐待の類型と具体例

高齢者虐待の類型は身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

高齢者虐待防止法では、養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待を、上記に該当する行為と規定しています（第2条第4項、第2条第5項）。

また、高齢者が自らの意思で他者に対して援助を求めず放置している等、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態（セルフネグレクト）は、高齢者虐待の類型のいずれにも該当しませんが、支援の有無を総合的に判断し、虐待に準じた対応をします。

客観的に見て支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合等があげられます。いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要です。

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

高齢者虐待の具体例 (養護者の具体的な例は、厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」の表をもとに加筆)

区 分	具 体 的 な 例
<p>1. 身体的虐待</p> <p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p>	<p>養護者</p> <p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる ・刃物や器物で外傷を与える 等 <p>②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする 等 <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する ・移動させるときに無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる 等 <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する (ベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける、つなぎ服を着せる、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する 等) ・外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れていない 等
	<p>養介護施設従事者等</p> <p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ・ぶつかって転ばせる ・刃物や器物で外傷を与える ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる ・本人に向けて物を投げつけたりする 等 <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる 等 <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

<p>2. 介護・世話の放棄・放任</p> <p>高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること</p>	<p style="text-align: center;">養護者</p> <p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる 等 <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービス等を、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る 等 <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する 等
	<p style="text-align: center;">養介護施設従事者等</p> <p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に不衛生な状態で生活させる ・褥瘡（床ずれ）ができる等、体位の調整や栄養管理を怠る ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る ・健康状態の悪化をきたすような環境に長時間置かせる ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいる等劣悪な環境に置かせる 等 <p>②状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。救急対応を行わない ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない 等 <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない 等 <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない 等

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

	養護者	<p>脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑したり、それを人前で話す等により、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼし等） ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う ・ 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする ・ 台所や洗濯機を使わせない等、生活に必要な道具の使用を制限する ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する 等
<p>3. 心理的虐待</p> <p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	養介護施設従事者等	<ul style="list-style-type: none"> ①威嚇的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 怒鳴る、罵る ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」等と言脅す 等 ②侮辱的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する ・ 日常的にからかったり、「死ね」等侮蔑的なことを言う ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」等と言う ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ 等 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「なんでこんなことができないの」等と言う ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる 等 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする 等 ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない ・ 理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない 等 ⑥その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する ・ 入所者の顔に落書きをして、カメラ等で撮影し他の職員に見せる ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする 等

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

<p>4. 性的虐待</p> <p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p>養護者</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする ・性器を写真に撮る、スケッチをする ・キス、性器への接触、セックスを強要する ・わいせつな映像や写真を見せる ・自慰行為を見せる 等
	<p>養介護施設従事者等</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・わいせつな映像や写真を見せる ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない 等
<p>5. 経済的虐待</p> <p>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>養護者</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を無断で使用する ・入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない 等
	<p>養介護施設従事者等</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない） ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない 等

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

養介護施設従事者等による身体拘束

「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束は高齢者虐待に該当する行為と考えられる

介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為です。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えます（※障害者虐待防止法では、身体拘束は虐待に該当することが定義づけられています。）。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件をすべて満たすことであり、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意します。

緊急やむを得ない場合の3要件

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

高齢者虐待を発見した場合の対応

高齢者虐待の相談・通報・届出先は、市担当部署 または地域包括支援センター

(1) 高齢者虐待の早期発見・対応

高齢者虐待を早期に発見し対応するためには、日頃高齢者と接することの多い地域の関係機関が連携し、高齢者から発せられる虐待のサインを見逃さずことのないような体制づくりと、現状の制度やサービスを有効に活用する等、改善に向けて取り組むことが重要です。高齢者虐待防止法においても、高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないとされています。(第5条)

亀岡市においても、亀岡市高齢者虐待防止ネットワークを設置し、関係機関と連携し高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に努めています。

高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者（例）

- ・ 地域包括支援センター（保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）
- ・ 老人介護支援センター（介護支援専門員）
- ・ 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）
- ・ 介護サービス事業所（介護サービス提供担当者）
- ・ 保健センター（保健師等）
- ・ 医療機関（医師、看護師、ソーシャルワーカー）
- ・ 要介護認定の認定調査員
- ・ 民生委員
- ・ 警察

(2) 高齢者虐待を発見した場合

高齢者虐待を発見した場合は、市町村に通報することが求められています。養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない、また、その他の場合も通報に努めなければならないとされています。(第7条)

また、養介護施設従事者等は、養介護施設または養介護事業において従事する職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとされています。(第21条)

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応

高齢者虐待防止法第8条では、市町村に、第17条第2項では高齢者虐待対応事務を委託されている地域包括支援センターに対し、受け付けた相談や通報について守秘義務が課せられています。情報提供者は、自分が相談（通報）した内容がどのように扱われるのか、自分が相談したことで悪者扱いしたと思われたり、仕返しされるのではないかなど、不安を感じ、時には匿名で連絡をしてくることも考えられます。

そのため、寄せられた情報の内容はもちろん、情報提供者を特定する情報は外部には決してもらえないことを伝え、安心して話ができる環境を整えることが必要です。

(3) 高齢虐待に関する相談・通報・届出窓口

亀岡市の高齢者虐待に関する相談・通報・届出窓口は、市役所又は地域包括支援センターです。本市では、より積極的に高齢者虐待の対応をするべく、市内5箇所地域包括支援センターを設置して、行政や各関係機関と連携をとりながら虐待の対応にあたっています。

相談・通報・届出窓口

窓口	担当部署		電話・FAX
市役所	健康福祉部高齢福祉課		電話 25-5032 FAX 24-3070
地域包括支援センター	名称	担当地域	電話・FAX
	地域包括支援センターあゆみ (篠町篠下中筋45番地3)	篠町・東つつじヶ丘・東別院町 西別院町・曾我部町	電話 25-3841 FAX 25-8815
	地域包括支援センターかめおか (旅籠町29番地)	亀岡地区 (亀岡東部・亀岡中部・亀岡西部)	電話 29-5155 FAX 29-3220
	地域包括支援センター亀岡園 (河原林町河原尻上砂股100)	馬路町・旭町・千歳町 河原林町・保津町	電話 25-0863 FAX 24-0104
	地域包括支援センターシミズ (篠町広田2丁目9番地13)	吉川町・藪田野町・大井町 千代川町・西つつじヶ丘 南つつじヶ丘	電話 22-9336 FAX 25-2184
	地域包括支援センター友愛園 (本梅町平松ナベ倉12)	本梅町・宮前町・畑野町 東本梅町	電話 26-0056 FAX 26-5929